

令和元年度第1回生駒市都市計画審議会 会議録

1. 会議の年月日、開閉時刻及び場所

会議の年月日 令和元年7月2日(火)
開閉時刻 午前10時から午前11時
場所 市役所4階401・402会議室

2. 委員の出欠

(1) 出席者

(委員) 増田会長・中谷委員・伊木委員・中浦委員・東委員・嘉名委員・佐藤委員
田中委員・松中委員・金田委員・久保委員・森岡委員
(事務局) 北田都市整備部長・有山都市計画課長・内蔵都市計画課課長補佐
浜田都市計画課主幹・南都市計画課技師

(2) 欠席者

荒川委員・西村委員・中田委員

3. 会議の成立

上記2-(1)により、委員の過半数が出席され、本審議会は有効に成立している。(生駒市都市計画審議会条例第6条第2項)

4. 会議の公開・非公開の別 公開

5. 傍聴者数 5名

6. 配布資料

- (1) 会議次第
- (2) 説明用資料1 第2号案件「大和都市計画生駒市翠光台地区地区計画の変更について(諮問生駒市決定)」
- (3) 説明用資料2 第3号案件「次期生駒市都市計画マスタープランの策定について(諮問)」

(4) 説明用資料3 生駒市都市計画審議会都市計画マスタープラン策定検討部会設置要綱

7. 次第

(1) 開会

(2) 案件

第1号案件 副会長の選出について

第2号案件 大和都市計画生駒市翠光台地区地区計画の変更について（諮問 生駒市決定）

第3号案件 次期生駒市都市計画マスタープランの策定について（諮問）

(3) 閉会

8. 審議案件等

(1) 第1号案件 副会長の選出について

- ・案件について事務局から説明
- ・副会長に中谷委員が指名される。

(2) 第2号案件 大和都市計画生駒市翠光台地区地区計画の変更について（諮問 生駒市決定）

- ・案件について事務局から説明
- ・質疑無
- ・結果

第2号案件は原案のとおり可決する。

(3) 第3号案件 次期生駒市都市計画マスタープランの策定について（諮問）

- ・事務局から概要説明
- ・質疑及び意見

委員 人口減少が進む時代ではあるが、学研高山地区第2工区の開発や企業誘致、リニア新駅の誘致状況等による効果も見込まれる。そのあたりも十分に考慮した上で、都市計画マスタープランの立案を行ってほしい。

会長 策定検討にあたり留意すべきこととして、将来人口予測を用いるにあたり、前期高齢者と後期高齢者を区別し、特に後期高齢者の数に注視することなどが必要と思う。例えば、自治会加入率の低下について、後期高齢者となり、自治会の役割を担うのが困難となるケースもあれば、単身若年世帯が加入しないケースもある。

また、持続的発展について、生駒市は環境モデル都市でもあり、SDGsの視点をどう盛り込むのか意識しながら検討する必要がある。関連して、緑地について、安らぎや潤い空間の側面に加え、昨今増加している短期集中豪雨に対する吸収源としての緑地のあり方も意識すべきである。

委員 生駒市の中心部の活性化などに加え、生駒市全体をどう均等に発展させていくかという視点を持ち、次期都市計画マスタープランの策定に取り組む必要がある。

会長 今後20年を見据えるとなると、これまで経験していない人口減少の時代を前提とした計画となる。いかにして活力維持、機能向上を図るか、熟考が必要である。

委員 総合計画における生活構造の視点の中で、生駒市は女性就業率が低いとあるが、働いていないからこそ就業以外の形で社会と接点を持つこともでき、働く女性が少ないことが、地域の魅力や生駒市の特性に繋がっている面もあるので、そのあたりにも配慮してデータを見ていければと思う。

会長 Society 5.0の考え方を都市計画や都市構造にどう反映させていくのか。例えば、学研高山地区第2工区のまちづくりの中で、自動運転等のIT技術を実験的に取り入れる等も考えられる。

これからの検討にあたり、様々な意見が出たので、検討部会ではそのあたりを踏まえて議論いただきたい。

- ・生駒市都市計画審議会都市計画マスタープラン策定検討部会設置要綱について、説明用資料3を用いて事務局から説明
- ・要綱第3条第2項に基づき、都市計画審議会から就任する部会委員に、東委員・荒川委員・嘉名委員・佐藤委員・田中委員・松中委員・森岡委員が指名される。
- ・要綱第3条第2項に基づき生駒市都市計画審議会条例第4条第1項による臨時委員として部会に就任する、生駒市自治連合会副会長の黒部委員・松尾委員を事務局から紹介
- ・要綱第4条第2項に基づき、部会長に嘉名委員が指名される。